

## 旭川大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成26年11月14日  
公正取引委員会事務総局  
北海道事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学において、当委員会の職員等による「独占禁止法教室」を開催しています(別紙参照)。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を旭川大学において、下記のとおり開催することとしました。

### 記

- 1 日 時 平成26年11月21日(金)  
4時限目 14:40~16:10
- 2 場 所 旭川大学 経済学部 313教室  
北海道旭川市永山3条23丁目1番9号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 旭川大学 経済学部 学生
- 5 テーマ 「公正取引委員会の仕事 ~独占禁止法教室~」

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成26年11月20日(木)正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局北海道事務所 総務課
	電話 011-231-6300
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/">http://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/</a>